

審　査　基　準

処　分　名	港湾施設における行為の許可
根拠法令及び条項	愛知県港湾管理条例第4条但書
法　令　番　号	昭和 29 年愛知県条例第 44 号
審　査　基　準	<p>1 当該港湾施設の目的及び用途を妨げるおそれがないこと。</p> <p>2 当該港湾の開発、利用及び保全に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>3 環境を悪化させるおそれがないこと。</p> <p>4 衛生上支障がないこと。</p> <p>5 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがないと認められること。</p> <p>6 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがないと認められること。</p> <p>7 港湾施設周辺に特に支障を与えるおそれがないこと。</p> <p>8 暴力団の利益となると認められないこと。</p> <p>9 本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがないこと。</p> <p>10 海陽ヨットハーバー(ヨットハウス会議室を含む)、大塚海浜緑地、その他緑地、これらと一体として管理される港湾施設(駐車場を含む)において興行又は展示会その他これに類する催しに伴い飲食物その他物品を陳列して販売するにあっては、港湾施設の利用許可(愛知県港湾管理条例第8条)の審査基準を満たすこと。</p> <p>11 その他管理上支障がないと認められること。</p>